

和暦・西暦について

【ご意見】

千曲市が扱う文書は令和が使われていますが、民間では全て西暦に切り替えている事業所が増えています。

西暦にすることによって間違いが少なくなり、パソコンソフトの変更、ゴム印の変更も無くなります。

免許証や車検シールなども「平成33年」など、実際には無い年が表示されているなど、混乱することもあります。

千曲市も西暦に統一して業務を行っていただきたい。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答：総務課】

和暦・西暦の表記方法については、法律等で規定されておりませんが、法律・条例等の法規文書において、和暦を使用していることから、公文書を作成する際は、和暦を使用することが慣行となっております（国等においても同様です）。

申請などの手続きに用いる日付については、和暦・西暦の表記に指定がない場合は、和暦・西暦どちらの表記を用いて、申請などの手続きを行っていただいても構いません。

また、市が発出する公文書については、県が和暦・西暦を併記し、運用をしていることから、同様の運用を検討してまいります。